

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月9日提出

越前町長 高田 浩 樹

専決第6号

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、専決処分する。

記

和解及び損害賠償額の決定について 別紙

令和8年3月23日専決

越前町長 高 田 浩 樹

1 当事者

- 甲 越前町長 高田 浩樹
- 乙 福井県丹生郡越前町西田中
個人

2 事故の概要

令和8年1月23日午前11時25分頃、職員が運転する除雪車が、越前町気比庄地係の地域交流センター等の職員駐車場を除雪していたところ、駐車してあった乙の車両に接触し、乙の車両に損害を与えた。

3 和解条件

- (1) 甲乙双方の過失割合は、甲100%とする。
- (2) 本件事故による賠償として、修理等費用の金328,790円を甲は乙に対して支払うこととする。
- (3) 賠償金の支払い後は、乙は甲に対し、その他一切の請求を行わないものとする。また以上のほか本件事故に関し、相互に何らの債権債務がないことを確認する。